平成２１年（フ）第４４１号
愛知県一宮市時之島字寺前29番地１
債務者　黒木　恵美
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６０号
京都府京丹後市網野町網野810番地の５
債務者　松下美智子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第８８号
香川県高松市屋島西町2105番地24　アルファパーク屋島参番館301
債務者　居嶋　成邦
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７５号
香川県さぬき市鴨部6123番地３
債務者　山下　昌洋
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３０２号
香川県高松市香川町川東上652番地57
債務者　猪熊　秀和
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６１号
香川県高松市岡本町22番地33
債務者　川根　誠治
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時35分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７０号
香川県観音寺市粟井町525番地
債務者　大西　文子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第２８７５号
福岡県春日市ちくし台４丁目７番地
債務者　岡野奈緒美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８号
福岡市早良区室住団地40番505号
債務者　吉永　　拓
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５４８号
福岡市博多区那珂５丁目６番22―801号
債務者　濱崎由美子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６７号
福岡県朝倉市三奈木3781番地３
債務者　桑野美由記
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４１号
福岡市博多区冷泉町６―２―501号
債務者　田代百合子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６４号
福岡市南区桧原３丁目19番８―504号
債務者　渡邉　峰雄
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１１号
福岡県大野城市大城４丁目22番21号
債務者　大渕　貞夫
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４５号
福岡県糟屋郡志免町大字御手洗51番地１　スカイハイツ21―305号
債務者　三角眞由美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４１号
福岡市早良区室住団地71番401号
債務者　下川　久男
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５８７号
福岡市南区花畑１丁目46番31―207号
債務者　辻　　直哉
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５８号
福岡県大野城市川久保２丁目６番３号　MUＳＥ202号
債務者　花城　リサ
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部